令和７年６月１５日執行中札内村長選挙

選 挙 公 営 の 手 引

（自動車、ビラ及びポスター）

中札内村選挙管理委員会

は じ め に

この手引は、「公職選挙法」及び「中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき、中札内村議会議員選挙及び中札内村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の一部を公費で負担することについて、その対象、限度額及び請求手続等について説明したものです。

公費負担の適用を受けようとする場合は、候補者及び候補者と有償契約を締結した業者等は、この手引等により必ず所定の手続きをしてください。

なお、この手引では、法令等の用語について次のように略称を使用していますので、ご注意ください。

（凡例）

法 ：公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）

条例 ：中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関す条例（令和２年中札内村条例第２４号）

規定 ：中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規定（令和２年中札内村訓令第４０号）

村長 ：中札内村長

村選管：中札内村選挙管理委員会

**目次**

[１ 公費負担制度とは １](#_TOC_250032)

[２ 公費負担の種類 １](#_TOC_250031)

[３ 対象となる候補者 １](#_TOC_250030)

[４ 留意点 ２](#_TOC_250029)

[（１）必ず有償契約を締結しなければなりません ２](#_TOC_250028)

[（２）公費の適用される額には、全て一定の限度額があります ２](#_TOC_250027)

[（３）所定の手続をしなければなりません ２](#_TOC_250026)

[（４）無投票となった場合の扱い ２](#_TOC_250025)

[（５）収支報告と選挙公営 ２](#_TOC_250024)

[（６）契約変更について ２](#_TOC_250023)

[５ 公費負担の限度額 ３](#_TOC_250022)

[（１）選挙運動用自動車の公費負担の限度額 ３](#_TOC_250021)

[（２）選挙運動用ビラの公費負担の限度額 ４](#_TOC_250020)

[（３）選挙運動用ポスターの公費負担の限度額 ４](#_TOC_250019)

[６ 諸手続 ５](#_TOC_250018)

[（１）契約締結と契約届出 ５](#_TOC_250017)

[（２）確認申請 ５](#_TOC_250016)

[（３）確認書の交付 ６](#_TOC_250015)

[（４）使用（作成）証明書の交付 ６](#_TOC_250014)

[（５）費用の請求及び支払 ６](#_TOC_250013)

[選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） ７](#_TOC_250012)

[選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ） １３](#_TOC_250011)

[選挙運動用自動車の使用（燃料代） １９](#_TOC_250010)

[選挙運動用自動車の使用（運転手） ２７](#_TOC_250009)

[選挙運動用ビラの作成 ３２](#_TOC_250008)

[選挙運動用ポスターの作成 ４０](#_TOC_250007)

[公費負担に関するＱ＆Ａ ４９](#_TOC_250006)

[【１】共通 ４９](#_TOC_250005)

[【２】自動車の借入れ ４９](#_TOC_250004)

[【３】燃料の供給 ５２](#_TOC_250003)

[【４】運転手の雇用 ５２](#_TOC_250002)

[【５】選挙運動用ビラの作成 ５３](#_TOC_250001)

[【６】選挙運動用ポスターの作成 ５４](#_TOC_250000)

# １ 公費負担制度とは

この制度は、中札内村議会議員選挙及び中札内村長選挙において、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的として、候補者の選挙運動の費用を中札内村が負担する制度です。候補者と契約業者等の間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で中札内村が各契約業者等に直接その費用を支払います。ただし、いずれも、供託物が没収される候補者には適用されません。

# ２ 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法及び条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、以下の３つです。

（１）選挙運動用の自動車の使用

（２）選挙運動用ビラの作成

（３）選挙運動用ポスターの作成

# ３ 対象となる候補者

村が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

［村長選挙］ 供託物没収点＝有効投票の総数×１／１０

※有効投票の総数とは、各候補者の得票数を全て加えた数です。

これを、直近で投票のあった中札内村長選挙についてみると、次のようになります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 定数 | 執行日 | 有効投票の総数 | 供託物没収点 |
| 中札内村長選挙 | １人 | 平成２９年６月１８日 | 2,761 票 | 276.100 |

※上記供託物没収点はあくまで参考となります。

# ４ 留意点

## （１）必ず有償契約を締結しなければなりません

公費負担の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、村選管へ届け出なければなりません。無償の場合は、公費負担の対象となりません。

## （２）公費の適用される額には、全て一定の限度額があります

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者 1 人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象とはなりません。限度額を下回る場合には、実際に要した費用が公費負担となります。

## （３）所定の手続をしなければなりません

公費負担が適用される場合は、村は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払には一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載してください。

## （４）無投票となった場合の扱い

選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式、レンタル方式による自動車の借入れ及び運転手の雇用は、告示日１日分の金額が、燃料供給は、告示日１日の給油分が公費負担の対象になります。

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費用については、投票の有無にかかわらず、公費負担の対象になります。

ただし、いずれも告示日までに契約が締結されたものに限ります。

## （５）収支報告と選挙公営

選挙公営により公費負担となった選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません（法１９７条第２項）。

## （６）契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

# ５ 公費負担の限度額

## （１）選挙運動用自動車の公費負担の限度額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 公費負担の対象 | 公費負担の上限日額 | 備考 |
| 選挙運動用自動車の使用 | １一般乗用旅客自動車運送事業者との契約  （ハイヤー、タクシーの借上げ）  ※１ | | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額  （１日について１台に限る） | 64,500 円 | １の契約と２の契約は選択 |
| ２ １に掲げる契約以外の契約の場合 | ①自動車の借入契約レンタル、個人または会社等からの借上げ  ※２ | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額  （１日について１台に限る） | 16,100 円 |
| ②燃料の供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 | 7,700 円 |
| ③運転手の雇用契約  ※３ | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額  （１日について１人に限る） | 12,500 円 |

※１ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ。以下

「一般運送契約」という。）とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第 ３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者から燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

一般運送契約により１日に２台以上自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

※２ 自動車の借入契約は、候補者と生計を一にする親族が所有する自動車を借りる場合には、その者が契約に係る業務を業として行っていかなければ公費負担の対象外とされます。

１日に２台以上自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

※３ １日に２人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。

## （２）選挙運動用ビラの公費負担の限度額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公費負担額 | 単価の上限 | 枚数の上限 |
| （作成単価と①の少ない方の額）  ×  （作成枚数と②の少ない方の枚数） | ７円 73 銭・・・① | 村長選挙 5,000 枚 ・・・②  （法第１４２条第１項第７号） |

【例】選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 40,700 円で契約した場合

１枚当たりの作成単価は、40,700 円÷5,000 枚＝８円 14 銭になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、単価の上限７円 73 銭×5,000 枚＝38,650 円が公費負担の対象となります。この額を超える分 2,050 円は、候補者の負担になります。

## （３）選挙運動用ポスターの公費負担の限度額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公費負担額 | 単価の上限 | 枚数の上限 |
| （作成単価と①の少ない方の額）  ×  （作成枚数と②の少ない方の枚数） | 3,000 円・・・① | 26 枚・・・② |

【例１】選挙運動用ポスター50 枚の作成を 110,000 円で契約した場合

１枚当たりの作成単価は、110,000 円÷50 枚＝2,200 円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、2,200 円× 26 枚＝57,200 円が公費負担の対象となります。残りの 24 枚分 52,800 円は、候補者の負担になります。

【例２】選挙運動用ポスター25 枚の作成を 75,000 円で契約した場合

１枚当たりの作成単価は、75,000 円÷25 枚＝3,000 円になります。この場合は、作成単価及び作成枚数が上限を超えないため、3,000 円×25 枚＝75,000円全額が公費負担の対象となります。

# ６ 諸手続

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 別 | | 提出期日等 | 提出先 |
| １ 契約の届出 | 立候補の届出前の契約 | 立候補届出後直ちに | 候補者→村選管 |
| 立候補の届出後の契約 | 契約締結後直ちに |
| ２ 確認申請（燃料・ビラ・ポスター） | | 契約の届出と同時に | 候補者→村選管 |
| ３ 確認書の交付 | | 上記２の申請後直ちに | 村選管→候補者 |
| 候補者が受領後、直ちに  業者等に原本交付 | 候補者→業者等 |
| ４ 使用（作成）証明書の交付 | 使用証明書  （自動車・燃料・運転手） | 契約履行後直ちに  （選挙期日又は前日） | 候補者→業者等 |
| 作成証明書  （ビラ・ポスター） | 納品後直ちに | 候補者→業者等 |
| ５ 費用の請求 | | 選挙期日後速やかに | 業者等→村 |

## （１）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各契約業者等と有償契約を締結し、その旨を村選管に届出しなければなりません。

届出書には、各契約書の写しを添付する必要があります。

## （２）確認申請

次のアの項目については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代（金額の制限範囲内であることの確認）

・選挙運動用ビラの作成（作成限度枚数の確認）

・選挙運動用ポスターの作成（作成限度枚数の確認）

イ 確認申請の方法

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書には、既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。

・確認申請書は、候補者またはその代理人が直接村選管に持参してください。

## （３）確認書の交付

確認申請に基づき、村選管から候補者に確認書を交付します。

交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## （４）使用（作成）証明書の交付

上記（１）の契約届出をした候補者は、契約履行後直ちに、契約業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に１部交付しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## （５）費用の請求及び支払

公費負担に係る費用は、選挙期日後、契約業者等からの請求に基づき、村が契約業者等に直接支払います。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、村に請求することができませんので、候補者に請求することになります。

ア 請求書の提出先

〒080-1392

中札内村東１条南１丁目２番地１

中札内村選挙管理委員会

電話：0155-67-2311

イ 請求期間

契約業者等が請求できるのは、選挙期日の翌日令和７年６月１６日（月）からです。

令和７年６月３０日（月）までに請求書等の提出をお願いします。

ウ 請求書提出の際の注意

・請求書及び請求内訳書は、規定の様式を使用してください。

・支払方法は口座振込に限られます。振込先は正確に記入してください。

・請求書等に誤りがある場合や添付書類が不足している場合は再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般運送契約による場合）

候 補 者

#### ①有償契約の締結

#### ③使用証明書の交付

⑤経費の支払

④請求書の提出

②契約締結の

届出

一般乗用旅客自動車運送事業者

村 選 管

村

（村選管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者と運送事業者） | ・選挙運動用自動車運送契約書  （契約に関する書面） | ８頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書  【別記第１号様式（その１）】  ・①の契約書の写し | ９頁 |
| ③ | 使用証明書の交付  （候補者→運送事業者） | ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）  【別記第４号様式（その１）】 | 10 頁 |
| ④ | 請求書の提出  （運送事業者→村） | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）  【別記第６号様式（その１）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式 別紙その１】  ・③の使用証明書 | 11 頁  12 頁 |
| ⑤ | 経費の支払  （村→運送事業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は村へ④の請求をすることはできません。

#### 注２ 村に対する④の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用自動車運送契約書

収入

印紙

割印

戸籍名を記載

割印

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○ （以下「甲」という。）と株式会社□□（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１ 使用目的 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条に基づき選挙運動のために使用

２ 車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車

登録番号 帯広○○○あ○○○○

車両のナンバー

３ 台 数 １台

４ 使用期間 令和 ７年 ６月１０日から

令和 ７年 ６月１４日まで（５日間）

５ 契約金額 ２５０，０００円

内訳 １日 ５０，０００円×５日間

（契約金額及び単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６ 請求及び支払

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

７ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月１０日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地氏 名 ○○ ○○

○印

戸籍名を記載

乙 住 所 中札内村□□４５番名 称 株式会社□□

代表者職氏名 代表取締役 □□ □□ ○印

法人は代表者印

別記第１号様式（その１）（第２条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ７年 ６月１０日

告示日以降

中札内村選挙管理委員会委員長 宛て

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

契約書どおりに記入

１ 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契 |  |  | 約 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並び | | |  | 契 約 | 内 | 容 |
| 年 | 月 |  | 日 | に法人にあってはその代表者の職氏名 | | | 運 送 | 契 約 期 間 | 運送契約金額 | |
| R7年 6月10日 | | | | 中札内村□□４５番  株式会社□□ 代表取締役 | □□ | □□ | R7年 R7年 | 6月10日から  6月14日まで | 円 250,000 | |
|  | 年 | 月 | 日 |  | | | 年年 | 月 日から月 日まで | 円 | |

２ １に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  区分 | 契年 | 月 |  | 約日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名 | 契 約 内 容 | | | | | | |
| 借 入 | れ 期 | 間 等 | 契 | 約 | 金 | 額 |
| 自動車の |  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 | 日から日まで | 円 | | | |
| 借 入 れ |  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 | 日から日まで | 円 | | | |
| 燃 料 代 |  | 年 | 月 | 日 |  |  | | | 円／ℓ | | | |
|  | 年 | 月 | 日 |  |  | | | 円／ℓ | | | |
| 運 転 手 |  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 | 日から日まで | 円 | | | |
| の 雇 用 |  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 | 日から日まで | 円 | | | |

備考

１ 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２ ２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、

「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。ff

別記第４号様式（その１）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 ７年 ６月１０日

使用の最終日以降

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運 送 等 契 約 区 分  （該当する方の番号を○で囲む） | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による  場合 | | | | ２ 左に掲げる場合以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代  表者の職氏名 | 中札内村□□４５番  株式会社□□ 無投票の場合は  代表取締役 □□ □□ 告示日のみ | | | | | | |
| 車 種 及 び 自 動 車 登 録 番 号 | 運 | 送 | 等 | 年 月 日 | 運 送 等 金 額 | | 備 考 |
| 小型乗用自動車帯広○○○あ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 10 日 | 50,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○あ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 11 日 | 50,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○あ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 12 日 | 50,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○あ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 13 日 | 50,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○あ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 14 日 | 50,000円 | |  |
| 計 |  | | | | 250,000円 | |  |

備考

１ この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２ 運送事業者等が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 ３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中

札内村に支払を請求することができません。

４ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

５ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により ２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

６ ４の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び５の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、中札内村に支払を請求することができません。

別記第６号様式（その１）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

住所 中札内村□□４５番

氏名 株式会社□□ 代表取締役 □□ □□ ○印

（名称及び代表者職氏名）

記

１ 請求金額 ２５０，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

戸籍名を記載

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

振込先は正確に

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | ○○銀行 | 本・支店名 | ○○支店 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | カ）□□ | | | | | | | | |
| 口座名義人 | 株式会社□□ | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙その１

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使 用 | 年 | 月 日 | 運 | 送 金 額(ア) | 基 | 準 | 限 度 額(イ) | 請 求 金 額 | 備 考 |
| R7 年 | 6 月 | 10 日 | ＝ | 50,000円×1台  50,000 円 | ＝ | 64,500円×1台  64,500 円 | | 円  50,000 |  |
| R7 年 | 6 月 | 11 日 | ＝ | 50,000円×1台  50,000 円 | ＝ | 64,500円×1台  64,500 円 | | 円  50,000 |  |
| R7 年 | 6 月 | 12 日 | ＝ | 50,000円×1台  50,000 円 | ＝ | 64,500円×1台  64,500 円 | | 円  50,000 |  |
| R7 年 | 6 月 | 13 日 | ＝ | 50,000円×1台  50,000 円 | ＝ | 64,500円×1台  64,500 円 | | 円  50,000 |  |
| R7 年 | 6 月 | 14 日 | ＝ | 50,000円×1台  50,000 円 | ＝ | 64,500円×1台  64,500 円 | | 円  50,000 |  |
| 計 | | | 無投票の場合は告示日のみ | | 請求書の請求金額と一致 | | | 円  250,000 |  |

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

候補者から受領した

「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（別記第４号様式（その１））を添えて提出してください。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般運送契約以外の場合の自動車の借入れ）

候 補 者

#### ①有償契約の締結

#### ③使用証明書の交付

⑤経費の支払

④請求書の提出

②契約締結の

届出

借入業者等

（レンタカー業者・個人・会社等）

村 選 管

村

（村選管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者と借入業者等） | ・選挙運動用自動車賃貸借契約書  （契約に関する書面） | 14 頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書  【別記第１号様式（その１）】  ・①の契約書の写し | 15 頁 |
| ③ | 使用証明書の交付  （候補者→借入業者等） | ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）  【別記第４号様式（その１）】 | 16 頁 |
| ④ | 請求書の提出  （運送事業者→村） | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）  【別記第６号様式（その１）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式 別紙その２（１）】  ・③の使用証明書 | 17 頁  18 頁 |
| ⑤ | 経費の支払  （村→運送事業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は村へ④の請求をすることはできません。

#### 注２ 村に対する④の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

戸籍名を記載

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○ （以下「甲」という。）と株式会社△△レンタカー（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１ 使用目的 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条に基づき選挙運動のために使用

２ 車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車

車両のナンバー

登録番号 帯広○○○わ○○○○

３ 台 数 １台

４ 使用期間 令和 ７年 ６月 ３日から

選挙運動期間の前後も含めて契約できるが公費負担の対象

令和 ７年 ６月１５日まで（１３日間） となるのは選挙運動期間のみ

５ 契約金額 １４３，０００円

内訳 １日 １１，０００円×１３日間

（契約金額及び単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６ 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７ 請求及び支払

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

８ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月３日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地３

氏 名 ○○ ○○

戸籍名を記載 ○印

乙 住 所 中札内村△△６７番地

名 称 株式会社△△レンタカー

代表者職氏名 代表取締役 △△ △△ ○印

法人は代表者印

別記第１号様式（その１）（第２条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ７年 ６月１０日

告示日以降

中札内村選挙管理委員会委員長 宛て

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

１ 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契 |  |  | 約 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並び |  | 契 |  | 約 | 内 | 容 |
| 年 | 月 |  | 日 | に法人にあってはその代表者の職氏名 | 運 送 | 契 | 約 | 期 間 | 運送契約金額 | |
|  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 |  | 日から日まで | 円 | |
|  | 年 | 月 | 日 |  | 年年 | 月月 |  | 日から日まで | 円 | |

２ １に掲げる場合以外の場合

契約書どおりに記入

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 契年 |  | 約日 | 契約の相手方の氏名又は名称及 | | 契 約 内 容 | | |
| 区分 | 月 | び住所並びに法人にあってはそ  の代表者の職氏名 | | 借 入 | れ 期 間 等 | 契 約 金 額 |
| 自動車の借 入 れ | R7年 | 6月 3日 | | 中札内村△△６７番地  株式会社△△レンタカー代表取締役 △△ △△ | | R7年 R7年 | 6月3日から  6月15日まで | 円 143,000 |
| 年 | 月 | 日 |  | | 年年 | 月 日から月 日まで | 円 |
| 燃 料 代 | R7年 | 6月14日 | | 中札内村◇◇８番地株式会社◇◇石油代表取締役 ◇◇ | ◇◇ | ○○○○ | | 円／ℓ 180.0 |
| 年 | 月 | 日 |  | | 車両のナンバー | | 円／ℓ |
| 運 転 手の 雇 用 | R7年 | 6月10日 | | 中札内村●●９０番地  ●● ●● | | R7年 R7年 | 6月10日から  6月14日まで | 円 50,000 |
| 年 | 月 | 日 |  | | 年年 | 月 日から月 日まで | 円 |

備考

１ 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２ ２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、

「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

別記第４号様式（その１）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 ７年 ６月１４日

使用の最終日以降

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運 送 等 契 約 区 分  （該当する方の番号を○で囲む） | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による  場合 | | | | ２ 左に掲げる場合以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代  表者の職氏名 | 中札内村△△６７番地  株式会社△△レンタカー 無投票の場合は  代表取締役 △△ △△ 告示日のみ | | | | | | |
| 車 種 及 び 自 動 車 登 録 番 号 | 運 | 送 | 等 | 年 月 日 | 運 送 等 金 額 | | 備 考 |
| 小型乗用自動車帯広○○○わ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 10 日 | 11,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○わ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 11 日 | 11,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○わ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 12 日 | 11,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○わ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 13 日 | 11,000円 | |  |
| 小型乗用自動車帯広○○○わ○○○○ | R7 年 | | | 6 月 14 日 | 11,000円 | |  |
| 計 |  | | | | 55,000円 | |  |

備考

１ この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２ 運送事業者等が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 ３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中

札内村に支払を請求することができません。

４ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

５ 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により ２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

６ ４の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び５の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、中札内村に支払を請求することができません。

別記第６号様式（その１）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

住所 中札内村△△６７番地

氏名 株式会社△△レンタカー ○印

（名称及び代表者職氏名）代表取締役 △△ △△

記

１ 請求金額 ５５，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

戸籍名を記載

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

振込先は正確に

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | △△信用金庫 | 本・支店名 | 本店 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | カ）△△レンタカー | | | | | | | | |
| 口座名義人 | 株式会社△△レンタカー | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙その２

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

（１）自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使 用 | 年 月 日 | 借 | 入 | れ 金 額(ア) | 基 | 準 | 限 度 額(イ) | 請 求 金 額 | 備 考 |
| R7 年 | ６月１０日 | ＝ | 11,000円×1台  11,000 円 | | ＝ | 16,100円×1台  16,100 円 | | 円  11,000 |  |
| R7 年 | ６月１１日 | ＝ | 11,000円×1台  11,000 円 | | ＝ | 16,100円×1台  16,100円 | | 円  11,000 |  |
| R7 年 | ６月１２日 | ＝ | 11,000円×1台  11,000 円 | | ＝ | 16,100円×1台  16,100円 | | 円  11,000 |  |
| R7 年 | ６月１３日 | ＝ | 11,000円×1台  11,000 円 | | ＝ | 16,100円×1台  16,100円 | | 円  11,000 |  |
| R7 年 | ６月１４日 | ＝ | 11,000円×1台  11,000 円 | | ＝ | 16,100円×1台  16,100円円 | | 円  11,000 |  |
| 選挙  計 | | 運動期間のみ | | | 請求書の請求金額と一致 | | | 円  55,000 |  |

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

候補者から受領した「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」

（別記第４号様式（その１））を添えて提出してください。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

①有償契約の締結

候 補 者

⑤確認書の提出

⑥使用証明書の交付

燃料供給業者

村

選 管

村

長

（村選管）

⑧経費の支払

⑦請求書の提出

④確認書の交付

③燃料代の

確認申請

②契約締結の

届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者と燃料供給業者） | ・選挙運動用自動車の燃料供給契約書  （契約に関する書面） | 20 頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書  【別記第１号様式（その１）】  ・①の契約書の写し | 15 頁 |
| ③ | 確認申請書の提出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用自動車燃料代確認申請書  【別記第２号様式（その１）】 | 21 頁 |
| ④ | 確認書の交付  （村選管→候補者） | ・選挙運動用自動車燃料代確認書  【別記第３号様式（その１）】 | 22 頁 |
| ⑤ | 確認書の提出  （候補者→燃料供給業者） | ・④の確認書 |  |
| ⑥ | 使用証明書の交付  （候補者→燃料供給業者） | ・選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）  【別記第４号様式（その２）】  ・給油伝票の写し  ・車両運行日誌の写し | 23 頁  24 頁  24 頁 |
| ⑦ | 請求書の提出  （燃料供給業者→村長） | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）  【別記第６号様式（その１）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式 別紙その２（２）】  ・④の確認書  ・⑥の使用証明書  ・⑥の給油伝票の写し  ・⑥の車両運行日誌の写し | 25 頁  26 頁 |
| ⑧ | 経費の支払  （村長→燃料供給業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は村長へ⑦の請求をすることはできません。

#### 注２ 村長に対する⑦の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

戸籍名を記載

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○ （以下「甲」という。）と株式会社◇◇石油（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１ 供給する期間 令和 ７年 ６月１０日から

令和 ７年 ６月１４日まで（５日間）

２ 供給場所 所在地 中札内村◇◇８番地

名 称 有限会社◇◇石油 スタンド

車両のナンバー

３ 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車

登録番号 帯広○○○わ○○○○

４ 単 価 中札内村への見積単価による

５ 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数が生じた場合は、円未満を四捨五入する。）を契約金額とする。

６ 請求及び支払

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

７ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月１０日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地３

氏 名 ○○ ○○

○印

戸籍名を記載

乙 住 所 中札内村◇◇８番地名 称 有限会社◇◇石油

代表者職氏名 代表取締役 ◇◇ ◇◇ ○印

法人は代表者印

別記第２号様式（その１）（第３条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ７年 ６月 日

告示日以降

中札内村選挙管理委員会委員長 宛て

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

戸籍名を記載

記

１ 契約年月日 令和 ７年 ６月１０日

２ 契約の相手方 住 所 中札内村◇◇８番地

氏 名 有限会社◇◇石油

（名称及び代表者職氏名）代表取締役 ◇◇ ◇◇

３ 確認申請金額 １８，０００円

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 |  |  | 分 | 購 | 入 | 金 | 額 | 左のうち確認済又は確認申請金額 |
| 前回 までの累積金 額(a) | | | | | ０円 | | | | ０円 |
| 今 回 の 購 入 金 額(b) | | | | | １８，０００円 | | | | １８，０００円 |
| 燃 |  | 料 | 代 | 計（a)＋(b) | １８，０００円 | | | | １８，０００円 |
| 備 |  |  |  | 考 |  | | | |  |

備考

１ この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から中札内村選挙管理委員会に提出してください。

２ この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３ 契約先が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

４ 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

別記第３号様式（その１）（第３条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認しました。

令和７年３月 日

中札内村選挙管理委員会

委員長 □印

記

１ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

２ 候補者の氏名 ○○ ○○

３ 確認金額 １８，０００円

備考

１ この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。 ２ この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車

使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。

３ この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中札内村に支払を請求することができません。

別記第４号様式（その２）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり選挙運動用自動車の燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和 ７年 ６月１４日令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

使用の最終日以降

戸籍名を記載

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって  はその代表者の職氏名 | | | | | | | 中札内村◇◇８番地有限会社◇◇石油 | | | | 代表取締役 | | ◇◇ | ◇◇ |  |  |
| 燃 | 料 | 供 | 給 | 年 | 月 | 日 | 燃 | 料 | 供 | 給 | 量 | 燃 料 供 給 金 額 | | | 備 | 考 |
|  |  | R7 年 | | ６月１０日 | | | ３０．０ℓ | | | | | ５，４００円 | | |  | |
|  |  | R7 年 | | ６月１２日 | | | ３２．０ℓ | | | | | ５，７６０円 | | |  | |
|  |  | R7 年 | | ６月１４日 | | | ３８．０ℓ | | | | | ６，８４０円 | | |  | |
|  |  | 年 | |  | 月 | 日 | ℓ | | | | | 円 | | |  | |
|  |  | 年 | |  | 月 | 日 | 無投票の場合は | | | | ℓ | 円 | | |  | |
|  |  | 年 | |  | 月 | 日 | 告示日のみ | | | | ℓ | 円 | | |  | |
| 計 | | | | | | |  | | | | | １８，０００円 | | |  | |

備考

１ この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２ 燃料供給業者が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 ３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中札内村

に支払を請求することができません。

４ 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。 ５ 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車

運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

「給油伝票の写し」

「車両運行日誌の写し」

を添えて燃料供給業者に提出してください。

給油伝票の写し

#### 次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し。ア 燃料の供給を受けた日付

#### イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字

#### ウ 燃料供給量 エ 燃料供給金額

#### ［様式例］

候補者の戸籍名

納品書

#### ○○ ○○ 様

#### 中札内村◇◇８番地有限会社◇◇石油電話 0155-00-0000

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 日 付 | | 令和７年６月１４日 |
| 商品名 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
| レギュラーガソリン | 30.0ℓ | 180.0 | 5,400 円 |
|  |  |  |  |
| 備 考 | ○○○○ | | |

車両運行日誌の写し

#### 次に掲げる事項が記載された書面の写し

#### ア 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の運行した日付

車両のナンバー

#### イ 運行した日ごとの道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４１条第１７号に規定する走行距離計の数値

選挙運動期間の走行距離を毎日記録してください

#### ［様式例］

車両運行日誌

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 候補者名 | ○○ ○○ | | 登録番号 | | 帯広○○○わ○○○○ | |
| 運行年月日 | | 走行距離計の数値 | | | | １日当たりの走行距離 |
| 運行前 | | 運行後 | |
| 令和 ７年 *６*月*１０*日 | | *20,200*km | | *20,426*km | | *226*km |
| 令和 ７年 *６*月*１１*日 | | *20,426*km | | *20,618*km | | *192*km |
| 令和 ７年 *６*月*１２*日 | | *20,618*km | | *20,826*km | | *208*km |
| 令和 ７年 *６*月*１３*日 | | *20,826*km | | *21,060*km | | *234*km |
| 令和 ７年 *６*月*１４*日 | | *21,060*km | | *21,320*km | | *260*km |

別記第６号様式（その１）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

○印

◇◇

住所 中札内村◇◇８番地氏名 有限会社◇◇石油

（名称及び代表者職氏名）代表取締役 ◇◇

記

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

１ 請求金額 １８，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

振込先は正確に

戸籍名を記載

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | ◇◇銀行 | 本・支店名 | ◇◇支店 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | ユ）◇◇セキユ | | | | | | | | |
| 口座名義人 | 有限会社◇◇石油 | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙その２

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

（２） 燃料代

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販 売 | 年 月 日 | 自動車登録番 号 又 は  車 両 番 号 | 販 売 金 額  (ア) | 基準限度額  (イ) | 請求金額 | 備 考 |
| R7 年 | ６月１０日 | 帯広○○○わ○○○○ | 円 ℓ 円  180.0×30.0＝5,400 |  |  |  |
| R7 年 | ６月１２日 | 帯広○○○わ○○○○ | 円 ℓ 円  180.0×32.0＝5,760 |
| R7 年 | ６月１４日 | 帯広○○○わ○○○○ | 円 ℓ 円  180.0×38.0＝6,840 |
| 年 | 月 日 |  | 円 ℓ 円  × ＝ |
|  |  | 無投票の | 場合は円 ℓ 円  み  × ＝ |
| 年 | 月 日 | 告示日の |
| 年 | 月 日 |  | 円 ℓ 円  × ＝ |
| 年 | 月 日 |  | 円 ℓ 円  × ＝ |
| 年 | 月 日 |  | 円 ℓ 円  × ＝ |
| 計 | |  | 円  18,000 | 円  38,500 | 円  18,000 |  |

備考

１ 「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

２ 「請求金額」（計）欄には、(ア)の（計）欄又は(イ)の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

候補者から受領した

「選挙運動用自動車燃料代確認書」（別記第３号様式（その１））

「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（別記第４号様式（その２））

「給油伝票の写し」・「車両運行日誌の写し」を添えて提出してください。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の雇用）

⑤経費の支払

④請求書の提出

②契約締結の

届出

①有償契約の締結

候 補 者

運 転 手

③使用証明書の交付

村

選 管

村

（村選管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者と運転手） | ・選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書  （契約に関する書面） | 28 頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書  【別記第１号様式（その１）】  ・①の契約書の写し | 15 頁 |
| ③ | 使用証明書の交付  （候補者→運転手） | ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）  【別記第４号様式（その３）】 | 29 頁 |
| ④ | 請求書の提出  （運転手→村） | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）  【別記第６号様式（その１）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式 別紙その２（３）】  ・③の使用証明書 | 30 頁  31 頁 |
| ⑤ | 経費の支払  （村→運送事業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は村へ④の請求をすることはできません。

#### 注２ 村長に対する④の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用自動車運転契約書

戸籍名を記載

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○ （以下「甲」という。）と●● ●●（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１ 運転する期間 令和 ７年 ６月１０日から

令和 ７年 ６月１４日まで（５日間）

原則として毎日８時００分から２０時００分まで

２ 契約金額 ５０，０００円

（１日につき １０，０００円）

３ 運転する車両の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車

登録番号 帯広○○○わ○○○○

４ 請求及び支払

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

５ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月１０日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地３

氏 名 ○○ ○○ ○印

戸籍名を記載

乙 住 所 中札内村●●９０番地

氏 名 ●● ●●（運転手の氏名） ○印

別記第４号様式（その３）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したものであることを証明します。

令和 ７年 ６月１４日令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

使用の最終日以降

戸籍名を記載

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運 転 手 | 住 所 | 中札内村●●９０番地 | |
| 氏 名 | ●● ●● | |
| 雇 用 年 月 日 | | 報 酬 の 額 | 備 考 |
| 令和 ７年 ６月１０日 | | １０，０００ 円 |  |
| 令和 ７年 ６月１１日 | | １０，０００ 円 |  |
| 令和 ７年 ６月１２日 | | １０，０００ 円 |  |
| 令和 ７年 ６月１３日 | | １０，０００ 円 |  |
| 令和 ７年 ６月１４日 | | １０，０００ 円 |  |
| 計 | | ５０，０００ 円 |  |

備考

無投票の場合は告示日のみ

１ この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。 ２ 運転手が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は中札内村に支払を請求することはできません。

４ 同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定した１人のみ記載してください。

５ 候補者が指定した運転手以外の運転手は、中札内村に支払を請求することができません。

別記第６号様式（その１）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

住所 中札内村●●９０番地氏名 ●● ●●

○印

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

（名称及び代表者職氏名）記

１ 請求金額 ５０，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

振込先は正確に

戸籍名を記載

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | ○○農業協同組合 | 本・支店名 | 本所 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | ●●● ●●● | | | | | | | | |
| 口座名義人 | ●● ●● | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙その２

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

（３） 運転手

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇 用 | 年 月 日 | 報 | 酬 | 額(ア) | 基準限度額(イ) | 請 | 求 | 金 | 額 | 備 | 考 |
| R7 年 | ６月１０日 | 円 １０，０００ | | | 円 12,500 | 円 １０，０００ | | | |  | |
| R7 年 | ６月１１日 | 円 １０，０００ | | | 円 12,500 | 円 １０，０００ | | | |  | |
| R7 年 | ６月１２日 | 円 １０，０００ | | | 円 12,500 | 円 １０，０００ | | | |  | |
| R7 年 | ６月１３日 | 円 １０，０００ | | | 円 12,500 | 円 １０，０００ | | | |  | |
| R7 年 | ６月１４日 | 円 １０，０００ | | | 円 12,500 | 円 １０，０００ | | | |  | |
| 計 | | 無投票の場合は告示日のみ | | |  | 円 ５０，０００ | | | |  | |

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

候補者から受領した

「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（別記第４号様式（その３））を添えて提出してください。

選挙運動用ビラの作成

⑧経費の支払

⑦請求書の提出

④確認書の交付

③作成枚数の

確認申請

②契約締結の

届出

①有償契約の締結

候 補 者

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

ビラ作成業者

村

選 管

村

（村選管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者とビラ作成業者） | ・選挙運動用ビラ作成契約書  （契約に関する書面） | 33 頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用ビラの作成契約届出書  【別記第１号様式（その２）】  ・①の契約書の写し | 34 頁 |
| ③ | 確認申請書の提出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書  【別記第２号様式（その２）】 | 35 頁 |
| ④ | 確認書の交付  （村選管→候補者） | ・選挙運動用ビラ作成枚数確認書  【別記第３号様式（その２）】 | 36 頁 |
| ⑤ | 確認書の提出  （候補者→ビラ作成業者） | ・④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の交付  （候補者→ビラ作成業者） | ・選挙運動用ビラ作成証明書  【別記第５号様式（その１）】  ・納品書の写し | 37 頁 |
| ⑦ | 請求書の提出  （ビラ作成業者→村） | ・請求書（選挙運動用ビラの作成）  【別記第６号様式（その２）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式（その２）別紙】  ・④の確認書  ・⑥の作成証明書  ・⑥の納品書の写し | 38 頁  39 頁 |
| ⑧ | 経費の支払  （村→ビラ作成業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は村へ⑦の請求をすることはできません。

#### 注２ 村長に対する⑦の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用ビラ作成契約書

収入

印紙

割印

戸籍名を記載

割印

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社□□印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動のための印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１ 品 名 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４２条第 １項第７号の規定に定めるビラ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２ | 枚 | 数 | ５，０００枚←頒布限度枚数：5,000 枚 |  |
| ３ | 規 | 格 | ２９．７ｃｍ×２１ｃｍ←法定規格：長さ 29.7cm×幅 21cm 以内 |
| ４ | 契約金額 | | ３３，０００円（単価６円６０銭）←公営限度額単価：7 円 73 銭 | |
| ５ | 納入期限 | | （契約金額及び単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。）  令和 ７年 ６月１０日 | |
| ６ | 請求及び支払 | |  | |

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

７ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月１０日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地３氏 名 ○○ ○○

○印

戸籍名を記載

乙 住 所 中札内村△△４５番地

名 称 株式会社△△印刷

代表者職氏名 代表取締役 △△ △△ ○印

法人は代表者印

別記第１号様式（その２）（第２条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 ７年 ６月１０日

告示日以降

中札内村選挙管理委員会委員長　宛

令和７年６月１５日執行中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

戸籍名を記載

契約年月日

契約の相手方の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名

中札内村□□４５番地

契

約

内

容

作成契約

作成契約

１枚当たり

備

考

枚

数

枚 5,000

金

額

単

価

R7年 3月 1日 株式会社□□印刷

代表取締役 □□ □□

円

33,000

円

6.6

年 月 日

契約書どおりに記入

備考

１ 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第２号様式（その２）（第３条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ７年 ６月１４日

中札内村選挙管理委員会委員長 宛

令和７年６月１５日執行中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

戸籍名を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 契約年月日 | 令和 ７年 ６月１０日 |
| ２ | 契約の相手方 | 住 所 中札内村□□４５番地  氏 名 株式会社□□印刷 代表取締役 □□ □□  （名称及び代表者職氏名） |

３ 確認申請枚数 ５，０００枚

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 |  |  | 分 | 作 | 成 | 枚 | 数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの 累積枚数(a) | | | | | ０枚 | | | | ０枚 |
| 今 回 の 作 成 枚 数(b) | | | | | ５，０００枚 | | | | ５，０００枚 |
| 作 | 成 | 枚 | 数 | 計(a)＋(b) | ５，０００枚 | | | | ５，０００枚 |
|  | 備 |  |  | 考 |  | | | |  |

備考

１ この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から中札内村選挙管理委員会に提出してください。

２ この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３ 契約先が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

４ 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

別記第３号様式（その２）（第３条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和７年６月 日

中札内村選挙管理委員会

委員長 □印

記

１ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙 ２ 候補者の氏名 ○○ ○○

３ 確認枚数 ５，０００枚

備考

１ この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

２ この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。

３ この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中札内村に支払を請求することができません。

別記第５号様式（その１）（第５条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 ７年 ６月１４日令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

納品日以降

戸籍名を記載

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名 | | | | 中札内村□□４５番地  株式会社□□印刷 代表取締役 | □□ | □□ |
| 作 | 成 | 枚 | 数 | ５，０００枚 | | |
| 作 | 成 | 金 | 額 | ３３，０００円 | | |

備考

１ この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２ ビラ作成業者が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 ３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中

札内村に支払を請求することができません。

「納品書の写し」

を添えてビラ作成業者に提出してください。

別記第６号様式（その２）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

○印

□□

住所 中札内村□□４５番地氏名 株式会社□□印刷

（名称及び代表者職氏名）代表取締役 □□

記

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

１ 請求金額 ３３，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

戸籍名を記載

振込先は正確に

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙 ４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | □□信用組合 | 本・支店名 | □□支店 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | カ）□□インサツ | | | | | | | | |
| 口座名義人 | 株式会社□□印刷 | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙

作

成

金

単

価 枚

数

額

金

基

準

限

度

額

請

求

金

額

単

価 枚

数

金

額

単

価 枚

数

額

金

額

備

考

Ａ

円

Ｂ

枚

Ｃ ＝ Ａ × Ｂ

円

Ｄ

円

Ｅ

枚

Ｆ ＝ Ｄ × Ｅ

円

Ｇ

円

Ｈ

枚

Ｉ＝Ｇ×Ｈ

円

６．６０ ５，０００ ３３，０００

７．７３ ５，０００ ３８，６５０

６．６０ ５，０００ ３３，０００

契約書どおりに記入

確認書の枚数

請 求 内 訳 書

備考

３９

１ Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

２ Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。 ３ Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

候補者から受領した

「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」（別記第３号様式（その２））

「選挙運動用ビラ作成証明書」（別記第５号様式（その１））

「納品書の写し」

を添えて提出してください。

選挙運動用ポスターの作成

⑧経費の支払

⑦請求書の提出

④確認書の交付

③作成枚数の

確認申請

②契約締結の

届出

①有償契約の締結

候 補 者

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

ポスター作成業者

村 選 管

村

（村選管）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 必要書類【様式名】 | 記載例 |
| ① | 有償契約の締結  （候補者とポスター作成業者） | ・選挙運動用ポスター作成契約書  （契約に関する書面） | 41～42  頁 |
| ② | ①の契約締結の届出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用ポスターの作成契約届出書  【別記第１号様式（その３）】  ・①の契約書の写し  ・仕様が記載された書面 | 43 頁 |
| ③ | 確認申請書の提出  （候補者→村選管） | ・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書  【別記第２号様式（その３）】 | 44 頁 |
| ④ | 確認書の交付  （村選管→候補者） | ・選挙運動用ポスター作成枚数確認書  【別記第３号様式（その３）】 | 45 頁 |
| ⑤ | 確認書の提出  （候補者→ポスター作成業者） | ・④の確認書 |  |
| ⑥ | 使用証明書の交付  （候補者→ポスター作成業者） | ・選挙運動用ポスター作成証明書  【別記第５号様式（その２）】  ・納品書の写し | 46 頁 |
| ⑦ | 請求書の提出  （ポスター作成業者→村） | ・請求書（選挙運動用ポスターの作成）  【別記第６号様式（その３）】  ・請求内訳書  【別記第６号様式（その３）別紙】  ・④の確認書  ・⑥の作成証明書  ・⑥の納品書の写し | 47 頁  48 頁 |
| ⑧ | 経費の支払  （村→ポスター作成業者） |  |  |

#### 注１ 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は村へ⑦の請求をすることはできません。

#### 注２ 村に対する⑦の請求については、村選管で受け付けます。

選挙運動用ポスター作成契約書

収入

印紙割印

戸籍名を記載

割印

中札内村長選挙候補者 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社□□印刷（以下「乙」という。）は、選挙運動のための印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 品 | 名 | 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４３条第  １項第５号の規定に定めるポスター | |
| ２ | 枚 | 数 | ２５枚 ←公費負担限度枚数：２６枚 | |
| ３ | 契約金額 | | ７５，０００円（単価３,０００円）←公費負担限度単価：3,000円 |  |
| ４ | 納入期限 | | （契約金額及び単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。）  令和 ７年 ６月１０日 |  |
| ５ | 請求及び支払 | |  |  |

（１）この契約に基づく契約金額については、乙は、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年中札内村条例第２４号）に基づき中札内村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

（２）中札内村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は中札内村に請求できない。

７ その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ７年 ６月１０日

契約は告示日前でも可

甲 中札内村長選挙候補者

住 所 中札内村○○１２番地３氏 名 ○○ ○○

○印

戸籍名を記載

乙 住 所 中札内村△△４５番地

名 称 株式会社△△印刷

代表者職氏名 代表取締役 △△ △△ ○印

法人は代表者印

別記第１号様式（その３）（第２条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

中札内村選挙管理委員会委員長 宛て

令和 ７年 ６月１０日

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

告示日以降

戸籍名を記載

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | | | 契約の相手方の氏名又は名称  及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名 | 契 | 約 | 内 | 容 | 備 | 考 |
| 作成契約枚 数 | 作成契約金 額 | | １枚当たり  単 価 |
| R７年６月１０日 | | | 中札内村□□４５番地株式会社□□印刷  代表取締役 □□ □□ | 枚 25 | 円 75,000 | | 円  3,000 |  | |
| 年 | 月 | 日 |  |  | 契約 | | 書どおりに | 記入 | |

備考

１ 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第２号様式（その３）（第３条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、中札内村議会議員及び中札内村長の選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ７年 ６月１４日

中札内村選挙管理委員会委員長 宛て

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 契約年月日 | 令和 ７年 ６月 １０日 |
| ２ | 契約の相手方 | 住 所 中札内村□□４５番地  氏 名 株式会社□□印刷 代表取締役 □□ □□  （名称及び代表者職氏名） |

３ 確認申請枚数 ２５枚

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 |  |  | 分 | 作 | 成 | 枚 | 数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの 累積枚数(a) | | | | | ０枚 | | | | ０枚 |
| 今 回 の 作 成 枚 数(b) | | | | | ２５枚 | | | | ２５枚 |
| 作 | 成 | 枚 | 数 | 計(a)＋(b) | ２５枚 | | | | ２５枚 |
|  | 備 |  |  | 考 |  | | | |  |

備考

１ この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から中札内村選挙管理委員会に提出してください。

２ この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３ 契約先が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

４ 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

別記第３号様式（その３）（第３条関係）

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

令和７年６月 日

中札内村選挙管理委員会

委員長 □印

記

１ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙 ２ 候補者の氏名 ○○ ○○

３ 確認枚数 ２５枚

備考

１ この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

２ この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。

３ この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中札内村に支払を請求することができません。

別記第５号様式（その２）（第５条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

納品日以降

戸籍名を記載

令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙

候補者 ○○ ○○

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名 | | | | 中札内村□□４５番地  株式会社□□印刷 代表取締役 | □□ | □□ |
| 作 | 成 | 枚 | 数 | ２５枚 | | |
| 作 | 成 | 金 | 額 | ７５，０００円 | | |
| 当該選挙におけるポスター掲示場数 | | | | １７箇所 | | |

備考

１ この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２ ポスター作成業者が中札内村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３ この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中札内村に支払を請求することができません。

「納品書の写し」

を添えてポスター作成業者に提出してください。

別記第６号様式（その３）（第６条関係）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ７年 ○月○○日

選挙期日の翌日以降

中札内村長 宛て

住所 中札内村□□４５番地

氏名 株式会社□□印刷 ○印

（名称及び代表者職氏名）代表取締役 □□ □□

記

１ 請求金額 ７５，０００円

請求書内訳書の請求金額計と一致

２ 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

戸籍名を記載

３ 令和７年６月１５日執行 中札内村長選挙 ４ 候補者の氏名 ○○ ○○

５ 振 込 先

必ず請求印必要 契約書と同じ印鑑

振込先は正確に

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | □□信用組合 | 本・支店名 | □□支店 | | | | | | |
| 預 金 種 別 | 普通 ・ 当座 | 口 座 番 号 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ |
| フ リ ガ ナ | カ）□□インサツ | | | | | | | | |
| 口座名義人 | 株式会社□□印刷 | | | | | | | | |

備考

１ この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。

２ 候補者が供託物を没収された場合には、中札内村に支払を請求することはできません。 ３ 請求者が法人の場合には、「名称」及び「代表者職氏名」を記載してください。

別紙

４８

請 求 内 訳 書

作

成

金

額

基

準

限

度

額

請

求

金

額

当該選挙における

単

価 枚

数

金

額

単

価 枚

数

金

額

単

価 枚

数

金

額

備

考

ポスター掲示場数

箇所

Ａ

円

Ｂ Ｃ＝Ａ×Ｂ

枚 円

Ｄ

円

Ｅ Ｆ＝Ｄ×Ｅ

枚 円

Ｇ

円

Ｈ Ｉ＝Ｇ×Ｈ

枚 円

175

3,000

25

75,000

3,000

25

75,000

3,000

25

75,000

契約書どおりに記入

確認書の枚数

備考

１ 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２ Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

３ Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。 ４ Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

候補者から受領した

「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」（別記第３号様式（その３））

「選挙運動用ポスター作成証明書」（別記第５号様式（その２））を添えて提出してください。

# 公費負担に関するＱ＆Ａ

## 【１】共通

#### 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

Ｑ１

#### Ａ 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

#### しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

#### 選挙運動用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

Ｑ２

#### Ａ 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

#### 実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

#### 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

Ｑ３

#### Ａ それぞれの契約履行後に行ってください。

#### 使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき証明するものなので、契約履行後直ちに証明し、契約業者等へ交付することになります。

#### 村に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか？

Ｑ４

#### Ａ 村に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

## 【２】自動車の借入れ

#### 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

Ｑ１

#### Ａ 主として選挙運動用のために使用され、村選管が交付する表示板を取り付けた車両です。候補者１人につき１台です（法第１４１条第１項第１号）。

#### 選挙運動用自動車として２台借りることはできますか？この場合、２台とも公費負担の対象になりますか？

Ｑ２

#### Ａ 公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。

#### なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者１人につき１台に限られます。

#### 選挙運動用自動車として１台、事務所の連絡用に１台借りる予定ですが、２台とも公費負担の対象になりますか？

Ｑ３

#### Ａ 公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分のみです。

#### 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はありますか？

Ｑ４

#### Ａ 契約の相手方は、道路運送法第３条第１号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業を経営する者」に限られます。

#### レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

Ｑ５

#### Ａ 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

#### 車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

#### 契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が必要になります。

#### 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

Ｑ６

#### Ａ 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

#### 無投票の場合は、告示日１日分だけが公費負担の対象となります。

#### 選挙が無投票となった場合、あらかじめ予約しておいた選挙運動用自動車の選挙運動期間とされる予定であった３月２４日以降のキャンセル料は公費負担の対象となりますか？

Ｑ７

#### Ａ 選挙運動用自動車のキャンセル料は公費負担の対象外です。

#### 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

Ｑ８

#### Ａ 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載

#### することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

#### 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

Ｑ９

#### Ａ 自動車借入れに対する公費負担制度については、１日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、１日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

#### また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

#### しかし、「１か月で○○万円」といったように、１日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した１日当たりの金額（16,100 円を超える場合は、16,100 円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

#### 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外のものから借りることはできますか？

Ｑ10

#### Ａ 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。したがって、知人や会社等から借りることができます。

#### ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

#### イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、燃料代及び運転手の雇用を一括で契約）

#### レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

Ｑ11

#### Ａ 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

#### しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

#### 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

Ｑ12

#### Ａ 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

#### ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります（親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族をいいます）。

## 【３】燃料の供給

#### 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象になりますか？

Ｑ１

#### Ａ 選挙運動期間中、選挙運動用自動車１台に供給した燃料代が公費負担の対象です。

#### ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560 円に選挙運動期間の日数５日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

#### 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

Ｑ２

#### Ａ 対象になりません。選挙運動用自動車１台の燃料に限ります。

#### ２社以上のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも公費負担請求することはできますか？

Ｑ３

#### Ａ 請求できます。

#### ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、２社合わせた金額について、限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

#### 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

Ｑ４

#### Ａ 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務づけられていますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を必ず保管しておいてください。

#### なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されている必要があります。

## 【４】運転手の雇用

#### 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

Ｑ１

#### Ａ 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

#### 契約をしている場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

#### 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

Ｑ２

#### Ａ 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

#### 無投票の場合は、立候補届出日の１日分だけが公費負担の対象となります。

#### 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

Ｑ３

#### 【例】Ａ氏 令和７年６月１０日から６月１２日までの３日間 Ｂ氏 令和７年６月１３日から６月１４日までの２日間

#### Ａ 公費負担の対象は、１日当たり運転手１人です。

#### 同一日に運転業務が重ならない場合は、それぞれが公費負担の対象となります。

#### 同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか１人の運転手のみが公費負担の対象となります。

#### 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

Ｑ４

#### Ａ 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象となりません。

#### 運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象となりますか？

Ｑ５

#### Ａ 個別契約の場合、運転手個人との契約に限り公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結した場合は、公費負担の対象となりません。

## 【５】選挙運動用ビラの作成

#### 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

Ｑ１

#### Ａ 法１４２条に規定するビラが公費負担の対象となります。

#### 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

Ｑ２

#### Ａ 枚 数：5,000 枚以内種 類：２種類以内

#### 規 格：長さ２９．７ｃｍ×幅２１ｃｍ（Ａ４版）を超えてはいけません。両面印刷は可能です。

#### 記 載 内 容：特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければなりません。

#### 証紙の貼付：頒布するビラには、村選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

#### 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

Ｑ３

#### Ａ 選挙運動用ビラはどこで配ってもいいというものではなく、次の場所においてのみ頒布することができます。

#### 新聞折込による頒布

#### 候補者の選挙事務所内における頒布

#### 個人演説会の会場内における頒布

#### 街頭演説の場所における頒布

#### 郵送や各家庭へのポスティングは禁止されています。

#### 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

Ｑ４

#### Ａ 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

#### なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

## 【６】選挙運動用ポスターの作成

#### 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

Ｑ１

#### Ａ 法第１４３条第１項第５項に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

#### 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

Ｑ２

#### Ａ 掲示場所：中札内村選挙ポスター掲示場設置条例（昭和６１年中札内村条例第１３号）の規定により村選管が設置するポスター掲示場（１７箇所）の１箇所につき１枚掲示できます。

#### 規 格：長さ４２ｃｍ×幅３０ｃｍ以内（法第１４４条第４項）

#### 掲載内容：特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）を記載しなければなりません（法第１４４条第５項）。

#### ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

Ｑ３

#### Ａ ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります（単価及び作成枚数に上限がありま す）。

#### 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられますが、公費負担の対象は、ポスター作成業者（印刷会社）との契約に限られます。

#### 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

Ｑ４

#### Ａ 公費負担の対象となりません。

#### 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、あわせて公費負担の対象となりますか？

Ｑ５

#### Ａ 通常葉書の印刷費用は対象となりません。

#### 選挙運動用ポスターと併せて名刺やその他の印刷物も一括で印刷してもらった場合、これらの費用も公費負担の対象となりますか？

Ｑ６

#### Ａ 選挙運動用ポスターの印刷費用のみが公費負担の対象となります。名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象となりません。

#### 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

Ｑ７

#### Ａ 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費及び対象外経費を区分することが必要です。

#### なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

#### ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

Ｑ８

#### Ａ この場合、全額を公費負担できない場合があります。

#### 「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

#### 公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価を比較して低い方を掛け合わせたものになります。